

山梨県公報

号外第十号

平成二十五年

二月二十五日

月 曜 日

山梨県公報

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

第四条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。

第十六条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改める。

第二十条第二項中「終る」を「終わる」に改める。

第二十三条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則

第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二号

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山梨県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県政務活動費の交付に関する条例

本則(第五条第一項を除く。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「第百条第十四項及び第十五項」を「第百条第十四項から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加える。

第九条を削り、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「係る政務調査費」を「係る政務活動費」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第六条とする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(ここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

山梨県公報号外 第十号 平成二十五年二月二十五日

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(ここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

目 次

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第一号)(議会)	1
山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)(議会)	1

1 地方自治法の一部改正等に伴い、議会運営委員の在任期間等を規定することとした。

2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行することとした。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第一号)(議会)

1 地方自治法の一部改正等に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 条例の題名を「山梨県政務活動費の交付に関する条例」に改めることとした。

(二) 政務調査費の名称を「政務活動費」に改めることとした。

(三) 政務活動費の交付の名目を「調査研究」から「調査研究その他の活動」に改め、交付対象を明らかにすることとした。

(四) 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する規定を設けることとした。

(五) 政務活動費の用途の透明性の確保に関する規定を設けることとした。

2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行することとした。

条 例

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(ここに公布する。

平成二十五年二月二十五日

<p>第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。 (政務活動費を充てることができる経費の範囲) 第二条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」といふ。)に要する経費に対して交付する。 2 政務活動費は、会派にあつては別表第一に、議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。 第十条第四項中「(前条に規定する使途基準に従つて行つた支出をいふ。第十二条において同じ。)」を「(第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従つて行つた支出をいふ。第十一条において同じ。)」に、「(次条において「領収書等の写し」といふ。)」を「(第十二条において「領収書等の写し」といふ。)」に改める。 第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。 第十三条第一項中「収支報告書等」を「収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」といふ。)」に改め、同条第二項中「次に掲げる者は」を「何人も」に改め、同項各号を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。 (透明性の確保) 第十三条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。 附則の次に別表として次の二表を加える。 別表第一(第二条関係) 会派に交付する政務活動に要する経費</p>	
<p>調査研究費</p>	<p>内容 会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費</p>
<p>研修費</p>	<p>一 会派が行つ研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p>

<p>広聴広報費</p>	<p>会派が行つ県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</p>
<p>要請陳情等活動費</p>	<p>会派が行つ要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</p>
<p>会議費</p>	<p>一 会派が行つ各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</p>
<p>資料作成費</p>	<p>会派が行つ活動に必要な資料を作成するために要する経費</p>
<p>資料購入費</p>	<p>会派が行つ活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</p>
<p>事務費</p>	<p>会派が行つ活動に係る事務の遂行に要する経費</p>
<p>人件費</p>	<p>会派が行つ活動を補助する職員を雇用する経費</p>

別表第二(第二条関係)
 議員に交付する政務活動に要する経費

<p>調査研究費</p>	<p>議員が行つ県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費</p>
<p>研修費</p>	<p>一 議員が行つ研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</p>
<p>広聴広報費</p>	<p>議員が行つ県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</p>
<p>要請陳情等活動費</p>	<p>議員が行つ要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</p>

会議費	<ul style="list-style-type: none"> 一 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の山梨県政務活動費の交付に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務活動費から適用し、この条例の施行の前はこの条例による改正前の山梨県政務調査費の交付に関する条例（次項において「旧条例」という。）の規定により交付決定された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第五条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第六条の規定により提出された会派の届出とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番